

療養の証明に関する Q&A

目次

- Q1 自宅で療養していた証明書(自宅療養証明書)を発行してほしいのですが？
- Q2 療養に関する証明書はいつ必要になりますか？
- Q3 入院していた期間の証明書も発行できますか？
- Q4 発行に手数料が必要ですか？
- Q5 就業制限通知が届いていない・紛失したので再発行したいのですが？
- Q6 就業制限通知を複数枚発行してもらうことはできますか？
- Q7 保険会社の様式で発行してもらうことはできますか？

Q1 自宅で療養していた証明書(自宅療養証明書)を発行してほしいのですが？

A 原則として、自宅療養証明書の発行は行っておりません。

新型コロナウイルス感染症の陽性診断をされた方(みなし陽性除く)全員へご郵送している、「**就業制限通知**」(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症患者等の届出及び就業制限について【**第3号様式**】)を療養の証明書としてご使用ください。

なお、オンライン診療等により検査をせずに医師から陽性と診断された方(みなし陽性)につきましては、「就業制限通知」の発行は不要とされているため、自宅療養証明書が必要な場合は、保健予防課感染症対策担当までお問い合わせください。

Q2 療養に関する証明書はいつ必要になりますか？

A 加入されている保険によって、ご自宅や宿泊施設で療養されていた方に給付金が支給される場合があります。この場合、『就業制限通知』や『自宅療養証明書』を療養期間の証明のための書類としてご活用いただける場合があります。詳しくは、加入されている保険会社にご確認ください。

Q3 入院していた期間の証明書も発行できますか？

A 入院期間の証明書につきましては、入院先の医療機関にお問い合わせください。

Q4 発行に手数料が必要ですか？

A 発行手数料はかかりません。

Q5 就業制限通知が届いていない・紛失したので再発行したいのですが？

A お手数をおかけしますが、担当までお問い合わせください。

Q6 就業制限通知を複数枚発行してもらうことはできますか？

A 原則として、1部だけの発行となります。ご自身の控え等はコピーにて対応をお願いいたします。

Q7 保険会社の様式で発行してもらうことはできますか？

A 申し訳ございませんが、個別の保険会社の様式での発行は対応いたしかねます。